



伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター



高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や権利擁護についてのご相談に応じ、お手伝いをいたします。

令和4年度から、成年後見制度に関する広報、相談、利用促進、後見人等の支援機能を担う中核機関として位置づけられました。

(伊勢原市委託事業)



【財産管理について】

- 銀行や年金事務所での手続きがだんだん難しくなってきた。
- 認知症の父と同居している兄が父の年金を勝手に使い、福祉サービス利用料等を滞納しているようだ。

【契約について】

- ひとり暮らしをしている高齢の母が、詐欺や悪徳商法の被害にあっているようだ。
- 身寄りのない友人が認知症で、入所や入院の契約ができず困っている。

【成年後見制度について】

- 成年後見制度について知りたい。
- 成年後見制度利用手続の相談をしたい。
- 成年後見人の候補者がいない。

【将来について】

- 自分に何かあったとき、障がいのある子どもが心配。
- 身寄りがないので、今後のことが不安。



お気軽にご相談ください！



0463-94-9600

受付：月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
午前8時30分～午後5時00分

〒259-1131

伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ1階
社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会 内



伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの主な業務内容

- ◆常勤職員と弁護士を配置し、司法と福祉との連携によって市民の権利擁護を推進しています。
- ◆中立・公正な運営のため、伊勢原市が設置する「伊勢原市成年後見・権利擁護推進委員会」が事業内容を監督しています。

相談・支援

一般相談

電話や来所による相談に職員が対応します。法律などの専門知識や福祉サービス利用等が必要な場合には、専門相談や他の機関をご案内します。

相談費用はかかりません。秘密は厳守します。



無料専門相談（事前予約制）

- ※ 場所 伊勢原市社会福祉協議会相談室
- ※ 相談時間は40分以内を原則とします。

① 行政書士

成年後見（法定後見・任意後見）、相続、遺言などについてのご相談に応じます。

原則、毎月第2水曜日

午後1時00分～午後3時00分

② 弁護士

多重債務、自己破産、任意整理、相続、解雇、不動産などの法律に関するご相談に応じます。

原則、毎月第3水曜日

午後4時00分～午後6時00分

③ 税理士

相続、親族後見人が行う成年後見対象者の税務申告などの税に関するご相談に応じます。

不定期 ※ 日程はお問い合わせください。

親族後見人の支援

家庭裁判所へ提出する書類作成などのご相談に応じます。

成年後見制度の普及・啓発

市民や福祉サービス従事者等に向けた講演会等を開催します。

市民後見人養成・活動支援

成年後見制度を支える新たな担い手として、親族や専門職以外の一般市民を対象に市民後見人の養成を行います。

また、養成した市民後見人に対して、家庭裁判所と連携しながら後見活動を支援します。

支援事例検討

複雑化・多様化した課題を抱え、相談機関等が対応に苦慮している事例について、専門家を交えた検討を行います。

※ アドバイザー：弁護士、社会福祉士等

ネットワーク形成

司法、福祉、医療、行政等の関係機関が連携して地域の権利擁護を推進するため、定期的に連絡調整の場を設けます。

伊勢原市社会福祉協議会

TEL : 0463-94-9600

FAX : 0463-94-5990

